

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部改正(案)の概要

I. 背景・目的

神戸市では、デジタル技術を積極的に活用した「スマート自治体」の実現に取り組んでおり、その一環として、事前届出^{*1}の申請様式等を規定している神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則を改正し、事前届出の電子化を行います。あわせてその他の所要の改正を行います。

*1) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(以下「住環境条例」という。)第5条の2に定める確認申請等に係る届出

II. 改正(案)の概要

1. 事前届出の電子申請について(第2条の2、第2条の3関係)

事前届出を原則電子化します。また、神戸市からの通知書についても原則電子交付とします。これらは、「神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に基づき行います。あわせて以下の通り必要な改正を行うとともに、事前届出と併せて提出することとしている開発・宅造関係調書についても見直しを行います。

- ① 不要となった提出書類の削除(第2条の2、第2条の3)
- ② 提出様式の変更(様式第1号、様式第1号の2)

2. その他の見直しについて

(1) 指定建築物^{*2}に関する基準の見直し

- ① ワンルームマンションの管理人室の仕様(第3条第1項第4号)
 - ・「カウンターを備えた窓を有する管理人室」を「カウンターを備えた開口部又は同等の機能を備えること」を求めることとし、管理人室について機械設備等での代替を可能とします。
- ② 共同住宅の増改築に伴う駐車施設の整備基準(第4条第4項、第5項第2号、第5項第3号)
 - ・増改築時における駐車施設の整備について計算方法を簡易にし、加えて、条例制定後に建築された住戸数に対してのみ整備基準を適用することとします。
- ③ 駐車場整備率の適用除外項目(第4条第5項第5号)
 - ・「特定共同住宅を建築する場合において」を「特定共同住宅又はワンルームマンションを建築する場合において」とし、ワンルームマンションについても適用除外の規定を追加します。

*2) 住環境条例第2条第5項に定める建築物

(2) 手続きに関する見直し等

- ① 近隣住環境計画を定める際に公告する事項を規定
- ② その他文言・様式の軽微な修正

III. 施行期日(予定)

1. 施行期日

令和3年4月1日公布、令和3年5月12日施行を予定しています。

ただし、「2. その他見直し」については、令和3年4月1日施行を予定しています。